

東京弁護士会 市民会議

～第10回会議から～

【テーマ】法テラス見学

第10回東京弁護士会市民会議が2006年10月23日に開催された。今回は、同月2日に開業した法テラス（日本司法支援センター）東京地方事務所を見学し、意見交換を行なった。

古賀伸明 委員（日本労働組合総連合会事務局長）

2006年10月2日にオープンした「日本司法支援センター」（法テラス）東京地方事務所の見学、意見交換をさせていただいた。「親しみやすい司法」の具現化のため努力されている皆さんの姿を目の当たりにし、これからの発展を心から祈念したい。

法テラスにとって極めて重要な機能の1つに、コールセンターがあると思う。この機能が相談者の入り口となり、「話をよく聞いてもらえなかった」「たらい回しにされた」という不満を持たれないように、十分に配慮しなければならない。そのための、役割の整理とそのことの相談者への理解の浸透が必要だと思う。

藤村和夫 委員（筑波大学法科大学院教授）

何らかのトラブルを抱えているにもかかわらず、それが法的な問題となるのか否か分からず、それが法的な問題であることが分かったとしても、その話（相談）をどこへ持ち込めばよいのか分からないという人々は少なくないであろうから、「法テラス」の創設はきわめて意義深い。ただ、相談の電話が当初の予想ほど多くはないということは、なお広報が十分ではないのではないかと懸念される。また、今後の相談件数増加を見込めば、現在の場所では、手狭ではないかとの思いも残る。

藤森 研 副議長（朝日新聞社編集委員）

司法制度改革が、現実化し始めた。司法支援センター東京地方事務所の明るいオフィスを訪れ、その感を改めて強く受けた。裁判員制度導入などの司法制度改革は、首尾よく行けば国民主権の実質化に資する。法テラスも主権者のための広い玄関になるだろう。

だが一歩間違えば、法テラスは「法務省の庭先」に

意味を変え、裁判員は国民の裁判批判を封ずる人質ともなりかねない。真の改革にするための緊張感が必要な時期に入った。

岡田ヒロミ 委員（消費生活専門相談員）

先に訪問したコールセンターと違い、東京地方事務所はまさに銀行という印象だった。訪問者も多く、対応する事務の方もすっかり馴れた様子で正直安心した。

本部からは大場さん、コールセンターからは関さんが出席されての現状説明で全体の様子がよく分かった。ただ、コールセンターと地方事務所の情報提供の役割分担はもうひとつ明確に理解できなかった。

場所を変えてからの東弁役員の方の丁寧な説明と客観的な評価に法テラスへの意欲を感じた。最高裁、法務省、そして日弁連のさらなる団結に今後の法テラスの躍進がかかっていると改めて感じた次第である。

阿部一正 委員（新日本製鐵株式会社知的財産部部长）

会社の法務を担当していると、社員や取引先から個人的な法的トラブルについて相談されることが多い。こんなときは「法テラス」を紹介すれば、かなり解決することになる。「法テラス」は、どこへ行けばトラブルが解決するかをワンストップで相談することができる点が魅力的だ。このシステムが有効に機能するには、まず第一報を受けるコールセンターでの捌きが重要である。オペレーターと専門家（弁護士等）の連携が必要だと感じた。

長友貴樹 委員（調布市長）

調布市役所においても市民法律相談の場を設けており、離婚、相続問題を中心に、年間1500件程度の相

談件数があるが、処理能力は限られる。他方、多摩全域でみても人口は約400万人と東京の3分の1を占め、かつ事件数も全国上位に位置するにもかかわらず、地域内で活動する弁護士数は都全体の3%程度に過ぎない。今後、法テラスの存在がより広範に認知され利用者が増加することにより、多摩地域の法的トラブル解決に大きく寄与することを期待したい。

紙谷雅子 議長 (学習院大学法学部教授)

法テラスは、利用する側からすると、二重構造になっている。電話で相談すると、紛争解決のための制度や相談に乗ってくれる組織や機関を紹介されるけれども、その場で相談に乗ってくれるわけではない。事務所まで足を運ぶと、窓口で、専門家に相談ができることになっているけれども、予約が必要らしい。噂によれば、だいたい先まで予約は満杯だとか…。どちらも、すぐに何かしなければという切羽詰まった状況の相談には向いていない。応急処置の必要な緊急の法的問題というのは、医療の場合と違って、あまりないのかも

しれない。もちろん、困っている人にとって、自分の問題は常に必ず急を要する。あちこちに相談し、何度も同じ説明を繰り返す心理的ゆとりはない。せめて交番や駐在所の数ほど、相談窓口がほしいというのは、日本では贅沢な要望なのだろうか。

オーストラリアでは、すべての公立図書館に、法テラスのような相談窓口があるという。もっとも、配置されているのは法律家ではなく、最初に相談を受けるのは司書で、「あなたの問題ならば、この参考書を、この資料を、ご覧なさい」というらしい。最初から専門家に頼るのではなく、まず、自分で問題解決の糸口を探ることが重要という、自助努力と自己責任を強調する風土なのかとも思うが、アングロ・サクソンの国がすべてそうになっているわけではない。「法律家が判断しなくてもいい場合も多いです」といわれると、そうなのかなとも思う。日本での貴重な人的資源である法律専門家は、50の地方事務所に配置されているが、より効率的な配置のあり方を求めて、まだまだ工夫が必要なのかもしれない。